

【別紙2 変更届の提出について】

在宅利用者に対し、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合は、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況についての報告を指定権者から求められた場合には、提出できるようにしておかなければなりません。

つきましては、新たに在宅で実施する訓練内容及び支援内容を運営規程に明記する事業所は、下記のとおり変更届を提出してください（※既に明記している場合は、変更届を提出する必要はありません。）。

記

1 提出期限

令和3年6月30日（水）

2 提出書類

- ・変更届連絡票
- ・変更届（堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）様式第21号の3）
- ・運営規程（所要の改訂等を反映したもの）

※各様式については、堺市ホームページ「変更の手続について」からダウンロードしてください。

※掲載場所は、次のとおりです。

（堺市ホームページ > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 障害福祉 > 事業者向け情報 > 障害福祉サービス事業者指定・実地指導 > 変更の手続について）

3 変更届の提出先及び提出に関する問合せ先

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-7510

ファックス：072-228-8918

4 提出方法

郵送のみ

5 記載例（※あくまで一例であり、適宜事業所の実態に合わせて変更してください。）

（指定就労継続支援B型の内容）

第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

（1）就労継続支援B型計画の作成

（2）食事の提供

・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・

（14）施設外就労

（15）在宅利用者に対する支援（〇〇部品の組み立て作業に係る訓練の提供及び助言）

（16）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（2）から（15）までに附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言